

公益財団法人那須塩原市農業公社地域特産物の研究開発及び商品化事業 助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人那須塩原市農業公社（以下「公社」という。）が、本市における農産物を活用した地域特産物を研究開発及び商品化しようとする農業者及び農業関連団体等へ支援するにより、本市の農業並びに観光の振興に寄与することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、前条の目的を達成する事業内容で、なお且つ那須塩原市内に住所を有する農業者及び農業関連団体とする。

(助成の額等)

第3条 助成の額は、予算の範囲内において公社理事長（以下「理事長」という。）が定める額とする。

2 一事業における助成の額は、助成対象経費の2分の1以内とし、上限を13万円とする。事業に要した費用の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

3 助成金の交付対象経費は、特産物の開発研究及び商品化に関する経費で、次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費
- (2) 旅費交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 燃料費
- (5) 使用料
- (6) 諸謝金（講師謝金）
- (7) その他特に理事長が必要と認める経費

(助成の期間)

第4条 交付期間は、原則とし当該年度内とする。

(事業の選定)

第5条 事業の選定は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 新たな地域特産物を研究開発及び商品化に関する事業であること。

- (2) 既存の地域特産物の改良促進が見込める事業であること。
- (3) その他商品開発のための先進事例等の調査・研究であること。

(事業選定委員会の設置)

第6条 前条に掲げる事業選定を行うため、公益財団法人那須塩原市農業公社地域特産物の研究開発及び商品化に関する事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会委員は、次に掲げる関係機関又は関係団体で組織し、理事長が委嘱する。
 - (1) 那須塩原市
 - (2) 那須塩原市農業委員会
 - (3) 那須野農業協同組合
 - (4) 那須塩原市農業再生協議会
 - (5) 公益財団法人那須塩原市農業公社
- 3 委員長は、公社事務局長をもって充てる。
- 4 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 5 委員会の事務処理は、公社事務局において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(交付申請)

第7条 助成金申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、地域特産物の研究開発及び商品化に関する助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を次にあげる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 助成金収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体等構成員名簿（様式第4号）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 理事長は、委員会で適当であると認めるときは、助成金の交付を決定する。

- 2 前項の決定をしたときは速やかに地域特産物の研究開発及び商品化に関する交付金決定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知する。

(事業計画の変更)

第9条 交付決定者は、事業計画内容の変更が必要となった場合は、その変更内容の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第6号)に添付書類を添えて速やかに理事長に提出するものとする。

(額の決定)

第11条 理事長は前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の内容が適正であるかどうか審査し、適正と認めたときは交付すべき助成金の額を決定するものとする。

2 理事長は、助成金の額を確定したときは、速やかに助成金確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日より施行する。

那須塩原市農業公社地域特産物の研究開発及び商品化に関する事業選定委員会名簿

機関、団体名	職 名	役 職
公益財団法人那須塩原市農業公社	事務局長	委員長
那須塩原市産業観光部	農務畜産課長	
	商工観光課長	
那須野農業協同組合	黒磯営農経済センター課長	
	塩那営農経済センター課長	
那須塩原市農業委員会	事務局長	
那須塩原市農業再生協議会	事務局長	